

もやいすと評価制度実施要項

1. 趣旨

この要項は、平成 26 年度採択文部科学省「地（知）の拠点整備事業」『「もやいすと」育成と産官学民の対話と協働で拓く地域の未来』において構築した「もやいすと育成プログラム」における「もやいすと評価制度」について、必要な事項を定めるものとする。

2. 目的

「もやいすと」として評価、認定を行うことによって、「もやいすと育成プログラム」への参加の動機付けを図り、地域人材としての能力を育成することを目的とする。

3. 認定の区分

もやいすとスーパーの認定は、次に掲げる区分とする。

① もやいすとスーパー

4. 認定の対象者

「もやいすと育成システム」が開始された平成 27 年度入学者以降の学生を対象とする。

5. 認定の申請等

もやいすとスーパーの認定を受けようとする者は、毎年所定の期限までにもやいすとスーパー認定申請書（別記様式 1 号）に、別表 1 に掲げる書類を添え、共通教育センターへ提出しなければならない。

6. 認定の方法

事務局は、提出されたもやいすとスーパー認定申請書をもとに、別表 2 に掲げる基準に沿って評価し、ポイントを付与した候補者リストを作成する。候補者リストをもとに、共通教育センターにおいて審査を行う。審査にあたっては別表 3 に掲げる基準を参考とする。

もやいすとジュニア、もやいすとシニアの認定は、各授業の単位認定による。

7. 認定の通知

もやいすとスーパーの認定は、認定通知書（別記様式 2 号）により、申請者へ通知する。

8. 認定証の授与

もやいすとスーパーの認定については、認定証の授与をもって行う。

附則

(施行期日)

この要項は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。

この要項は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 29 年度は、認定の対象を平成 27 年度入学生のみとする。

(施行期日)

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

改正後の要項は、平成 27 年度入学者から適用する。

別表 1

添付書類	成績証明書
	活動リスト（別記様式 3 号）
	活動リストの内容をまとめた「もやいすとポートフォリオ」

別表 2

対象	基準	ポイント数
もやいすと（地域）ジュニア育成	単位修得	20pt
もやいすと（防災）ジュニア育成	単位修得	20pt
もやいすとシニア育成	単位修得	30pt
上記三科目におけるスチューデント・アシスタント（SA）	業務完了	30pt
地域連携型卒業研究（学生 GP）	卒業論文	30pt
地域に関係した内容を含む卒業研究（学生 GP 以外）	教員評価	上限 30pt
地域志向科目及び地方創生科目	単位修得	3pt/科目 （上限 30pt）
もやいすとポートフォリオ	教員評価	上限 30pt

別表 3

区分	必要ポイント数
もやいすとスーパー	100pt